

令和 8 年 2 月（定例会追加提出）

# 第 3 9 9 回 宮 城 県 議 会 議 案

目 次  
議 案

	頁
議第 74 号議案 高等学校等教育改革推進基金条例 ……………	4
議第 75 号議案 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 ……………	6
議第 76 号議案 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 ……………	8
議第 77 号議案 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 ……………	10
議第 78 号議案 和解及び損害賠償の額の決定について ……………	11
議第 79 号議案 和解及び損害賠償の額の決定について ……………	12
議第 80 号議案 あっせんの申立てについて ……………	13
議第 81 号議案 工事請負契約の締結について（(仮称) 高等技術専門校本館・3号館新築工事） ……………	14
議第 82 号議案 工事請負契約の締結について（(仮称) 高等技術専門校4号館新築工事） ……………	15
議第 83 号議案 工事請負変更契約の締結について（(仮称) 高等技術専門校1・2号館新築工事） ……………	16
議第 84 号議案 工事請負変更契約の締結について（仙台高等技術専門校本館等解体工事） ……………	17
議第 85 号議案 工事請負変更契約の締結について（川内沢ダム本体築造工事） ……………	18
議第 86 号議案 工事請負変更契約の締結について（漆沢ダム <sup>のり</sup> 法面災害復旧工事） ……………	19
議第 87 号議案 工事請負変更契約の締結について（渋井川排水機場建設工事） ……………	20
議第 88 号議案 工事請負変更契約の締結について（旧笹川排水機場機械設備工事） ……………	21
議第 89 号議案 工事請負変更契約の締結について（川内沢ダム管理用制御処理設備等工事） ……………	22

議第 90 号議案	工事請負変更契約の締結について（都市計画道路小池石生線末広町道路改築工事）	23
議第 91 号議案	工事請負変更契約の締結について（宮城県築館高等学校新第二グラウンド整備工事）	24
議第 92 号議案	工事請負変更契約の締結について（大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校（仮称）校舎等新築工事）	25
議第 93 号議案	権利の放棄について（医学生修学資金貸付金に係る債権）	26
議第 94 号議案	権利の放棄について（心身障害者扶養共済制度の滞納掛金に係る債権）	27
議第 95 号議案	権利の放棄について（中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る債権）	28
議第 96 号議案	権利の放棄について（不徴収税額に相当する金額の支払請求に係る債権）	29
議第 97 号議案	令和 7 年度市町村受益負担金について	30
報 告		
報告第 1 号	専決処分の報告について（一般国道286号支倉 3 号橋（仮称）新設（上部工）工事の請負契約の変更）	39
報告第 2 号	専決処分の報告について（渋井川排水機場機械設備工事の請負契約の変更）	40
報告第 3 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）	41
報告第 4 号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	44

議第74号議案

高等学校等教育改革推進基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校等における教育改革の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

議第75号議案

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年宮城県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 [略]		第2条 [略]	
事	務	市 町 村	市 町 村
[略]	[略]	[略]	[略]
34の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等（鳥獣の管理のための鳥獣（ツキノワグマ（住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限る。）に限る。）の捕獲等（緊急に行う必要があるものに限る。以下この項において「捕獲等」という。）に係るものに限る。） (2) 法第10条第1項の規定による命令（法第9条第1項の規定に違反して許可を受けなかった捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。） (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し（(1	仙台市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 <u>東松島市</u> 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 <u>松島町</u> 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 <u>美里町</u> 南三陸町	34の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条第1項、第2項、第4項から第9項まで、第11項及び第13項の規定による許可等（鳥獣の管理のための鳥獣（ツキノワグマ（住民が日常生活又は社会生活を営んでいる地域に出現したものに限る。）に限る。）の捕獲等（緊急に行う必要があるものに限る。以下この項において「捕獲等」という。）に係るものに限る。） (2) 法第10条第1項の規定による命令（法第9条第1項の規定に違反して許可を受けなかった捕獲等及び(1)に掲げる条件の付加に係るものに限る。） (3) 法第10条第2項の規定による許可の取消し（(1	仙台市 白石市 名取市 角田市 岩沼市 登米市 栗原市 大崎市 富谷市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 利府町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町 涌谷町 南三陸町

)に掲げる許可に係るものに限る。) (4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。)		)に掲げる許可に係るものに限る。) (4) 法第75条第1項及び第3項の規定による報告の徴収等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。) (5) 省令第7条第8項及び第11項から第14項までの規定による要求等 ((1)に掲げる許可に係るものに限る。)	
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事   村   井   嘉   浩

議第76号議案

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年宮城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(5)～(11) [略]</p>	<p>(児童指導員の資格)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)～(10) [略]</p>

2 知事が行う前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

2 知事が行う前項第1号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表第1に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事      村   井   嘉   浩

議第77号議案

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年宮城県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="241 655 344 691">附 則</p> <p data-bbox="154 799 293 834">1 [略]</p> <p data-bbox="203 869 450 904">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="154 941 994 976">2 この条例は、<u>令和13年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p data-bbox="1232 655 1335 691">附 則</p> <p data-bbox="1144 799 1283 834">1 [略]</p> <p data-bbox="1193 869 1440 904">(この条例の失効)</p> <p data-bbox="1144 941 1984 976">2 この条例は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第78号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

県は、宮城県白石工業高等学校における施設の損壊飛散による事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額の決定ができるものとする。

- 1 損害賠償額 1,123,749円
- 2 和解の相手方 個人
- 3 和解の内容

- (1) 県は、相手方に損害賠償額1,123,749円を支払う。
- (2) 相手方と県は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和8年2月25日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩

議第79号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

県は、仙台市宮城野区内市道榴岡二丁目1号線における交通事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額の決定ができるものとする。

1 損害賠償額 9,095,976円

2 和解の相手方 個人

3 和解の内容

(1) 県は、相手方に損害賠償額9,095,976円を支払う。

(2) 相手方と県は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和8年2月25日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第80号議案

あっせんの申立てについて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に係る対策に要した費用についての損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおりあっせんの申立てを行うことができるものとする。

- 1 申 立 先 原子力損害賠償紛争解決センター
- 2 申立ての相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社
- 3 申立ての趣旨 相手方が、県に対し、金393,061,981円及びこれに対する損害発生日から支払済みに至るまでの年5パーセントの割合による遅延損害金並びに県が既に受領した損害賠償金に対する損害発生日から支払済みに至るまでの年5パーセントの割合による遅延損害金（申立ての日までに相手方がこれらの額の一部について支払に合意した場合においては、当該合意した額を除く。）を支払うことについて、和解の仲介を求める。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第81号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 （仮称）高等技術専門校本館・3号館新築工事
- 2 請 負 金 額 2,704,900,000円
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区立町27番21号

株式会社橋本店

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第82号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 （仮称）高等技術専門校4号館新築工事
- 2 請 負 金 額 2,002,000,000円
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区八幡六丁目9番1号

奥田建設株式会社

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第83号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年12月11日議第164号議案をもって議決された（仮称）高等技術専門校1・2号館新築工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 2,080,100,000円を2,175,129,000円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第84号議案

工事請負変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 仙台高等技術専門校本館等解体工事
- 2 請 負 金 額 445,500,000円を518,370,600円に変更する。
- 3 契約の相手方 仙台市青葉区八幡六丁目9番1号

奥田建設株式会社

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第85号議案

工事請負変更契約の締結について

令和4年10月19日議第165号議案をもって議決され、令和6年3月13日議第87号議案及び令和7年3月14日議第70号議案をもって請負金額の変更につき議決された川内沢ダム本体築造工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 5,776,711,600円を6,142,452,800円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第86号議案

工事請負変更契約の締結について

令和5年3月17日議第70号議案をもって議決され、令和6年12月11日議第169号議案をもって請負金額の変更につき議決された漆沢ダムの<sup>のり</sup>法面災害復旧工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 2,470,002,700円を2,882,814,000円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第87号議案

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月19日議第168号議案をもって議決され、令和7年3月14日議第71号議案をもって請負金額の変更につき議決された渋井川排水機場建設工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 1,183,393,200円を1,576,186,700円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第88号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年3月13日議第80号議案をもって議決され、令和7年2月19日報告第10号をもってその一部の変更を報告し、令和7年10月2日議第119号議案をもって請負金額の変更につき議決された旧笹川排水機場機械設備工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 1,711,184,200円を1,722,431,700円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第89号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年10月17日議第130号議案をもって議決された川内沢ダム管理用制御処理設備等工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 579,966,200円を655,488,900円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第90号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年10月17日議第131号議案をもって議決された都市計画道路小池石生線末広町道路改築工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 613,800,000円を701,287,400円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第91号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年12月11日議第165号議案をもって議決された宮城県築館高等学校新第二グラウンド整備工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 816,200,000円を923,047,400円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第92号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年12月11日議第166号議案をもって議決された大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校（仮称）校舎等新築工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 4,393,400,000円を4,453,570,000円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第93号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、次の医学生修学資金貸付金の延滞利息並びに当該貸付金の履行延期の特約による延納利息及び損害金に係る債権を放棄することができるものとする。

貸付の相手方	貸付期間	金額
個人	平成17年4月から平成20年3月まで	10,866,915円

令和8年2月25日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第94号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、次の心身障害者扶養共済制度の滞納掛金に係る債権を放棄することができるものとする。

加入者	掛金滞納期間	金額
個人	平成17年6月から平成18年8月まで	99,750円
個人	平成17年12月から平成18年8月まで及び同年10月から平成20年9月まで	169,560円

令和8年2月25日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第95号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、次の中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の財産処分納付金及び当該財産処分納付金の延滞金に係る債権を放棄することができるものとする。

補助事業者	補助事業年度	金額
有限会社フォレストヘリテージ	平成23年度	64,474,125円

令和8年2月25日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩

議第96号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、次の不徴収税額に相当する金額の支払請求に係る債権を放棄することができるものとする。

請求の相手方	不徴収年度	金額
個人	平成22年度	60,200円

令和8年2月25日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第97号議案

令和7年度市町村受益負担金について

県は、次の表に掲げる事業に要する経費の一部を同表に定めるところにより、当該市町村に負担させるものとする。

事業名	市町村名	受益負担金の額	算出基礎	負担率	根拠法令
1 令和7年度 障害防止対策 事業	色麻町	1,992,000円	用水対策事業費 49,803,600円	4%	地方財政 法（昭和 23年法律 第109号） 第27条第 1項
2 令和7年度 水利施設整備 事業	栗原市	12,969,000円	水利施設整備事業費 61,760,000円	21%	地方財政 法第27条 第1項
3 令和7年度 農地防災事業	仙台市	7,180,000円	農地防災事業費 65,280,000円	11%	地方財政 法第27条 第1項
	石巻市	21,000,000円	農地防災事業費 50,000,000円	8%	
			100,000,000円	17%	
	白石市	9,691,000円	農地防災事業費 88,100,000円	11%	
	角田市	11,330,000円	農地防災事業費 103,000,000円	11%	
	登米市	5,860,000円	農地防災事業費 73,240,200円	8%	
	栗原市	2,140,000円	農地防災事業費 26,759,800円	8%	
	大崎市	30,320,000円	農地防災事業費 379,000,000円	8%	
	丸森町	11,110,000円	農地防災事業費 101,000,000円	11%	
	亘理町	849,000円	農地防災事業費 7,720,000円	11%	
	大郷町	12,800,000円	農地防災事業費 160,000,000円	8%	
美里町	1,280,000円	農地防災事業費 16,000,000円	8%		
4 令和7年度	仙台市	33,838,000円	農地整備事業費 326,000,000円	10%	土地改良

農業農村整備事業（県営）			農地防災事業費	7,282,741円	17%	法（昭和24年法律第195号）第91条第6項
	石巻市	104,162,000円	水利施設整備事業費	10,372,000円	14%	
			農地整備事業費	1,027,110,150円	10%	
	名取市	24,310,000円	農地整備事業費	104,344,000円	10%	
			農地防災事業費	81,621,150円	17%	
	角田市	53,882,000円	農地整備事業費	538,822,000円	10%	
	岩沼市	8,027,000円	農地防災事業費	47,222,109円	17%	
	登米市	69,139,000円	水利施設整備事業費	65,160,000円	14%	
			農地整備事業費	598,634,000円	10%	
			基幹水利施設管理事業費	411,200円	37.78%	
	栗原市	212,669,000円	農地整備事業費	2,113,133,000円	10%	
			基幹水利施設管理事業費	3,588,800円	37.78%	
	東松島市	61,808,000円	水利施設整備事業費	29,728,000円	14%	
			農地整備事業費	567,115,850円	10%	
			農地防災事業費	11,200,000円	8%	
			基幹水利施設管理事業費	205,344円	18.89%	
	大崎市	77,631,000円	水利施設整備事業費	31,360,000円	10%	
		農地整備事業費	584,500,000円	10%		
		農地防災事業費	114,905,000円	7.49%		
		基幹水利施設管理事業費	39,372,840円	18.89%		
七ヶ宿町	6,359,000円	農地整備事業費	63,594,000円	10%		
大河原町	15,900,000円	農地整備事業費	159,000,000円	10%		
村田町	8,000,000円	農地整備事業費	80,000,000円	10%		
柴田町	106,629,000円	水利施設整備事業費	120,000,000円	14%		
		農地整備事業費	898,290,000円	10%		
川崎町	34,000,000円	農地整備事業費	340,000,000円	10%		
丸森町	32,090,000円	農地整備事業費	50,000,000円	10%		
		農道整備事業費	203,176,000円	13.33%		
亘理町	23,724,000円	水利施設整備事業費	169,460,568円	14%		
山元町	6,872,000円	水利施設整備事業費	49,085,432円	14%		

	松島町	527,000円	農地防災事業費 基幹水利施設管理事業費	5,911,000円 452,640円	7.49% 18.89%			
	大和町	2,091,000円	農地整備事業費	20,912,000円	10%			
	大郷町	16,343,000円	農地整備事業費 農地防災事業費	148,000,000円 20,605,000円	10% 7.49%			
	色麻町	17,091,000円	農地整備事業費 基幹水利施設管理事業費	170,745,000円 84,640円	10% 18.89%			
	加美町	61,900,000円	水利施設整備事業費 農地整備事業費 基幹水利施設管理事業費	3,640,000円 602,255,000円 6,940,454円	10% 10% 18.89%			
	涌谷町	101,707,000円	農地整備事業費 基幹水利施設管理事業費	1,011,819,000円 2,789,217円	10% 18.89%			
	美里町	55,257,000円	水利施設整備事業費 農地整備事業費 基幹水利施設管理事業費	46,900,000円 452,127,000円 18,414,865円	14% 10% 18.89%			
	5 令和7年度 水産基盤整備 事業	石巻市	48,750,000円	水産物供給基盤機能保全事業費 漁港施設機能増進事業費	300,000,000円 25,000,000円		15% 15%	地方財政 法第27条 第1項
		塩竈市	96,000,000円	特定漁港漁場整備事業費 水産物供給基盤機能保全事業費	780,000,000円 120,000,000円		10% 15%	
		気仙沼市	189,584,000円	特定漁港漁場整備事業費 水産物供給基盤機能保全事業費 漁村再生交付金事業費 漁港施設機能増進事業費	730,000,000円 185,566,000円 90,000,000円 15,000,000円		20% 15% 15% 15%	
名取市		9,000,000円	水産物供給基盤機能保全事業費	60,000,000円	15%			
亘理町		12,000,000円	水産物供給基盤機能保全事業費	80,000,000円	15%			
松島町		10,500,000円	水産物供給基盤機能保全事業費	70,000,000円	15%			
七ヶ浜町		2,864,000円	水産資源環境整備事業費	28,644,000円	10%			
女川町		12,082,000円	水産物供給基盤機能保全事業費 水産資源環境整備事業費	39,000,000円 62,320,000円	15% 10%			
南三陸町		102,000,000円	水産物供給基盤機能保全事業費	500,000,000円	15%			

6 令和7年度 林道整備事業	仙台市	6,661,000円	漁港施設機能強化事業費	180,000,000円	15%	地方財政 法第27条 第1項
	大和町	8,221,000円	森林管理道整備事業費	66,614,000円	10%	
	女川町	20,179,000円	森林管理道整備事業費	82,217,000円	10%	
7 令和7年度 急傾斜地崩壊 対策事業	仙台市	12,500,000円	急傾斜地崩壊対策事業費	201,790,000円	10%	地方財政 法第27条 第1項
	石巻市	30,000,000円	急傾斜地崩壊対策事業費	250,000,000円	5%	
	岩沼市	20,367,000円	急傾斜地崩壊対策事業費	300,000,000円	10%	
	栗原市	7,000,000円	急傾斜地崩壊対策事業費	203,670,000円	10%	
	七ヶ浜町	7,632,000円	急傾斜地崩壊対策事業費	70,000,000円	10%	
8 令和7年度 都市計画事業	白石市	1,500,000円	仙南広域都市計画街路事業費	76,320,000円	10%	地方財政 法第27条 第1項
	大崎市	62,500,000円	仙南広域都市計画街路事業費	15,000,000円	10%	
	村田町	147,775,000円	大崎広域都市計画街路事業費	625,000,000円	10%	
	大和町	15,055,000円	仙南広域都市計画街路事業費	1,477,750,000円	10%	
	大衡村	6,682,000円	仙塩広域都市計画街路事業費	150,556,294円	10%	
9 令和7年度 流域下水道事 業	仙台市	374,674,000円	仙塩流域下水道事業費	に相当する額	47.99%	下水道法 (昭和33 年法律第 79号)第 31条の2 第1項
			阿武隈川下流流域下水道事業費			
	石巻市	139,352,000円	北上川下流流域下水道事業費	に相当する額	11.99%	
			北上川下流東部流域下水道事業費			

		14,904,000円の 6分の1 391,001,000円の 4分の1 5,121,000円の 2分の1	に相当する額	81.75%
塩竈市	85,916,000円	仙塩流域下水道事業費 2,563,722,000円の 6分の1 272,330,000円の 4分の1 64,568,000円の 2分の1	に相当する額	13.12%
		430,232,000円の 4分の1 8,567,000円の 2分の1	に相当する額	14.92%
白石市	43,189,000円	阿武隈川下流流域下水道事業費 1,037,145,000円の 6分の1 1,325,284,000円の 4分の1 32,328,000円の 2分の1	に相当する額	8.3%
名取市	126,391,000円	阿武隈川下流流域下水道事業費 1,037,145,000円の 6分の1 1,325,284,000円の 4分の1 32,328,000円の 2分の1	に相当する額	24.29%
角田市	36,580,000円	阿武隈川下流流域下水道事業費 1,037,145,000円の 6分の1 1,325,284,000円の 4分の1 32,328,000円の 2分の1	に相当する額	7.03%
多賀城市	110,235,000円	仙塩流域下水道事業費 2,563,722,000円の 6分の1 272,330,000円の 4分の1 64,568,000円の 2分の1	に相当する額	19.13%
		430,232,000円の 4分の1 8,567,000円の 2分の1	に相当する額	8.31%
		阿武隈川下流流域下水道事業費		

	岩沼市	65,303,000円	1,037,145,000円の 6分の1 1,325,284,000円の 4分の1 32,328,000円の 2分の1	に相当する額	12.55%
	登米市	1,686,000円	迫川流域下水道事業費 19,952,000円の 6分の1 213,851,000円の 4分の1 3,939,000円の 2分の1	に相当する額	2.87%
	栗原市	57,070,000円	迫川流域下水道事業費 19,952,000円の 6分の1 213,851,000円の 4分の1 3,939,000円の 2分の1	に相当する額	97.13%
	東松島市	22,148,000円	北上川下流流域下水道事業費 103,500,000円の 6分の1 226,003,000円の 4分の1 7,430,000円の 2分の1	に相当する額	28.59%
	大崎市	35,630,000円	鳴瀬川流域下水道事業費 229,537,000円の 6分の1 79,808,000円の 4分の1 7,926,000円の 2分の1	に相当する額	57.31%
	富谷市	72,476,000円	吉田川流域下水道事業費 881,610,000円の 6分の1 73,444,000円の 4分の1 22,858,000円の 2分の1	に相当する額	41.01%
	蔵王町	19,409,000円	阿武隈川下流流域下水道事業費 1,037,145,000円の 6分の1 1,325,284,000円の 4分の1 32,328,000円の 2分の1	に相当する額	3.73%
			阿武隈川下流流域下水道事業費		

大河原町	33,406,000円	1,037,145,000円の 6分の1 1,325,284,000円の 4分の1 32,328,000円の 2分の1	に相当する額	6.42%
村田町	17,640,000円	阿武隈川下流流域下水道事業費 1,037,145,000円の 6分の1 1,325,284,000円の 4分の1 32,328,000円の 2分の1	に相当する額	3.39%
柴田町	53,647,000円	阿武隈川下流流域下水道事業費 1,037,145,000円の 6分の1 1,325,284,000円の 4分の1 32,328,000円の 2分の1	に相当する額	10.31%
丸森町	11,656,000円	阿武隈川下流流域下水道事業費 1,037,145,000円の 6分の1 1,325,284,000円の 4分の1 32,328,000円の 2分の1	に相当する額	2.24%
亘理町	50,734,000円	阿武隈川下流流域下水道事業費 1,037,145,000円の 6分の1 1,325,284,000円の 4分の1 32,328,000円の 2分の1	に相当する額	9.75%
七ヶ浜町	37,801,000円	仙塩流域下水道事業費 2,563,722,000円の 6分の1 272,330,000円の 4分の1 64,568,000円の 2分の1	に相当する額	5.71%
		430,232,000円の 4分の1 8,567,000円の 2分の1	に相当する額	6.86%
利府町	93,261,000円	仙塩流域下水道事業費 2,563,722,000円の 6分の1 272,330,000円の 4分の1 64,568,000円の 2分の1	に相当する額	14.05%

			430,232,000円の 4分の1 8,567,000円の 2分の1	に相当する額	17.1%
	大和町	91,951,000円	吉田川流域下水道事業費 881,610,000円の 6分の1 73,444,000円の 4分の1 22,858,000円の 2分の1	に相当する額	52.03%
	大郷町	2,863,000円	吉田川流域下水道事業費 881,610,000円の 6分の1 73,444,000円の 4分の1 22,858,000円の 2分の1	に相当する額	1.62%
	大衡村	9,437,000円	吉田川流域下水道事業費 881,610,000円の 6分の1 73,444,000円の 4分の1 22,858,000円の 2分の1	に相当する額	5.34%
	美里町	26,541,000円	鳴瀬川流域下水道事業費 229,537,000円の 6分の1 79,808,000円の 4分の1 7,926,000円の 2分の1	に相当する額	42.69%
	女川町	18,760,000円	北上川下流東部流域下水道事業費 14,904,000円の 6分の1 391,001,000円の 4分の1 5,121,000円の 2分の1	に相当する額	18.25%

令和8年2月25日提出

宮城県知事 村井嘉浩

報

告

報告第1号

専決処分の報告について

令和6年3月13日議第75号議案をもって議決され、令和7年2月19日報告第4号をもってその一部の変更を報告した一般国道286号支倉3号橋（仮称）新設（上部工）工事の請負契約について、その一部の変更を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により令和8年1月13日次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

請 負 金 額 1,379,378,000円を1,392,112,700円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

報告第2号

専決処分の報告について

令和6年3月13日議第76号議案をもって議決され、令和7年2月19日報告第6号をもってその一部の変更を報告した渋井川排水機場機械設備工事の請負契約について、その一部の変更を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により令和8年1月9日次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

請 負 金 額 1,490,298,700円を1,507,281,600円に変更する。

令和8年2月25日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

報告第3号

専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

和解の相手方	和解の内容	損害賠償の事由	損害賠償額	専決処分年月日
個人	県は相手方に損害賠償額568,602円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設内立木の倒木による事故	568,602円	令和7年12月23日
個人	県は相手方に損害賠償額76,087円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	職務執行上の過失による事故	76,087円	令和7年12月26日
個人	県は相手方に損害賠償額19,477円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	19,477円	令和8年1月5日
個人	県は相手方に損害賠償額74,184円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	74,184円	令和8年1月5日
個人	県は相手方に損害賠償額102,834円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	102,834円	令和8年1月5日
個人	県は相手方に損害賠償額9,384円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	9,384円	令和8年1月5日
個人	県は相手方に損害賠償額54,316円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	54,316円	令和8年1月5日

個人	県は相手方に損害賠償額8,742円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	8,742円	令和8年1月5日
個人	県は相手方に損害賠償額310,701円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	310,701円	令和8年1月5日
個人	県は相手方に損害賠償額10,140円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	10,140円	令和8年1月7日
個人	県は相手方に損害賠償額38,577円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	38,577円	令和8年1月7日
個人	県は相手方に損害賠償額30,690円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	30,690円	令和8年1月7日
個人	県は相手方に損害賠償額14,808円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理河川区域内の障害物による事故	14,808円	令和8年1月9日
個人	県は相手方に損害賠償額752,785円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	752,785円	令和8年1月23日
個人	県は相手方に損害賠償額253,726円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	253,726円	令和8年1月23日
個人	県は相手方に損害賠償額121,208円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	121,208円	令和8年1月23日
個人	県は相手方に損害賠償額81,422円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	81,422円	令和8年1月23日

令和8年2月25日提出

宮城県知事 村 井 嘉 浩

報告第4号

専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

和解の相手方	和解の内容	損害賠償額	専決処分年月日
個人	県は相手方に損害賠償額136,466円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	136,466円	令和7年12月26日
仙台市青葉区本町二丁目10番30号 ニッポンレンタカー東北株式会社	県は相手方に損害賠償額210,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	210,000円	令和7年12月26日
個人	相手方は県に損害賠償額95,401円を支払うこととし、県はその余の請求を放棄する。	—	令和7年12月26日
個人	県は相手方に損害賠償額401,200円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	401,200円	令和7年12月26日
個人	県は相手方に損害賠償額150,744円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	150,744円	令和7年12月26日

令和8年2月25日提出

宮城県知事 村井嘉浩